大阪府立中央図書館と歴史街道の共催事業　2019年７月14日（日）

～百舌鳥・古市古墳群から古墳の意味を探る＆関西の古墳をめぐろう！～

古市古墳群を学ぼう！～峯ヶ塚古墳の成果を中心に～

登録決定！

羽曳野市　文化財保護課・吉澤則男

世界文化遺産である古市古墳群

古市古墳群は、羽曳野市から藤井寺市にかけた東西４㎞・南北４㎞の範囲に造られた大小さまざまな古墳があり、45基が現存します。これまでの調査の結果、群内では前方後円墳31基をはじめ、円墳38基、方墳52基、不明９基と130基もの古墳が確認されています。これらの古墳は４世紀後半から６世紀中頃まで古墳が築かれ続けました。

特に、日本で２番目の墳丘長を誇る応神天皇陵古墳をはじめとして、墳丘長が200mを越える前方後円墳が７基、100から200mの前方後円墳が８基あります。現在、天皇・皇后陵として宮内庁より治定されている前方後円墳が10基、これに準ずる古墳（陵墓参考地）とされる古墳やこれらに属する多くの陪冢が存在し、堺市の百舌鳥古墳群と並んで当時の大王墓と考えられる巨大古墳が数多く存在します。

こうした卓越する大きさを考えると古墳は単なる大王の墓と言うだけでなく、葬られた人物の身分や権威の大きさを象徴していると言えます。また、石室や石棺、副葬されたアクセサリーや武器・武具などを調べると、当時の大陸との文化や技術の交流が明らかとなります。さらに、中国の南朝へ使いを送ったとされる「倭の五王」とされる人物も含まれると考えられ、文献資料の少ない謎の５世紀を考える上で重要な存在です。

こうした古市古墳群の中でも特に、古墳時代の最盛期であった４世紀後半から５世紀後半にかけて築かれ、保存状態が良好で周辺環境などの条件が整った古墳が世界文化遺産の構成資産として選定され、古市古墳群内の24件（26基）が世界文化遺産に登録されました。

古市古墳群の性格

古墳時代中期の５世紀は飛躍的に古墳が大型化し、そのピークを迎えます。それまで丘陵の地形を利用して造られていた古墳の築造場所が広々とした平地に移り、200mを超える規模の古墳が登場し、大きなものでは400mに達する巨大化した前方後円墳が造られます。これらの巨大古墳の周りには陪冢と呼ばれる、大王に仕えた人々の古墳も造られます。また、古墳に納められる棺が木製から石製に変わるのもこの時代で、さらに、副葬品も鏡や玉類など前期の呪術的なものから甲冑や馬具といった武装的なものに変化します。

この**百舌鳥・古市古墳群の時代**とでも言えるこの時期、古墳の築かれる場所がそれまでの奈良盆地から大阪平野へ移って来ました。そして、それまでの古墳とはいろいろな点で大きく変化を遂げることとなり、墳形や規模の多様性、副葬品には伝統品に加えて渡来系副葬品の追加など、前期古墳との違いやその背景が古市古墳群の“性格”であると言えます。

加えて、同じ巨大化の時期に築かれた百舌鳥・古市古墳群ではありますが、２つの古墳群の間にもいくつかの違いがあり、その点が古市古墳群を特徴付けるものと考えられます。

一方、この古墳時代は、中国大陸における政治的混乱に起因する東アジアにおける国際秩序の変化を背景としながら日本列島に初めて広い政治的まとまり（ヤマト政権）が誕生した時代であり、この時期は一層、そのまとまりが発展してきた時期でもあり、古墳築造エリアの広がりは各地の有力者を束ねた影響力を示すものと考えられます。

古市古墳群全景
（北から）

古墳とは？
墳の字は“土を盛ったお墓”の意味なので、「古墳」は古い時代に造られた土を盛ったお墓ということになります。では、どれくらい古いの？って言うことになりますが、3,000年以上前の縄文時代やその後の弥生時代のお墓は古墳とは言いません。日本の考古学や古代史学では、３世紀後半から７世紀前半頃までに造られた土を盛ったお墓を指して特に『古墳』と呼び、この時代を『古墳時代』と言います。

古墳本来の姿
神戸市五色塚古墳

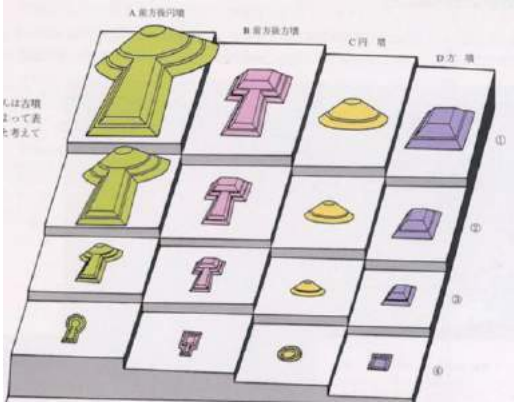

【前方後円墳体制】
　現在、古墳は多くの木々で覆われ、都会のオアシスのような存在です。しかし、その本来の姿は大きく土を数段に積み上げ、表面には河原石を敷き詰めて全面を覆い、墳頂やテラス面には円筒埴輪や形象埴輪などを隙間なく立て並べた勇壮な姿です。人工の巨大な山というべきものでした。
　一方、こうした巨大古墳は当時の大王を葬る単なる墓としての機能だけではなく、その大王を頂点とする政治体制や政治秩序を如実に表したものと言えます。定形化した“前方後円墳”という墓制を共有・共通することで、祭祀や政治を含めたイデオロギー的にも強いつながりを維持しました。こうして擬制的同族関係や共同体としての支配体制を確立し、国家的体制を表していることから古墳時代の政治は“前方後円墳体制”とも呼ばれています。
　古墳は、前方後円墳をはじめ、前方後方墳、円墳、方墳など古墳の形による身分の階層差と、その規模による財政的階層差の二重構造を反映したモニュメントと言えます。

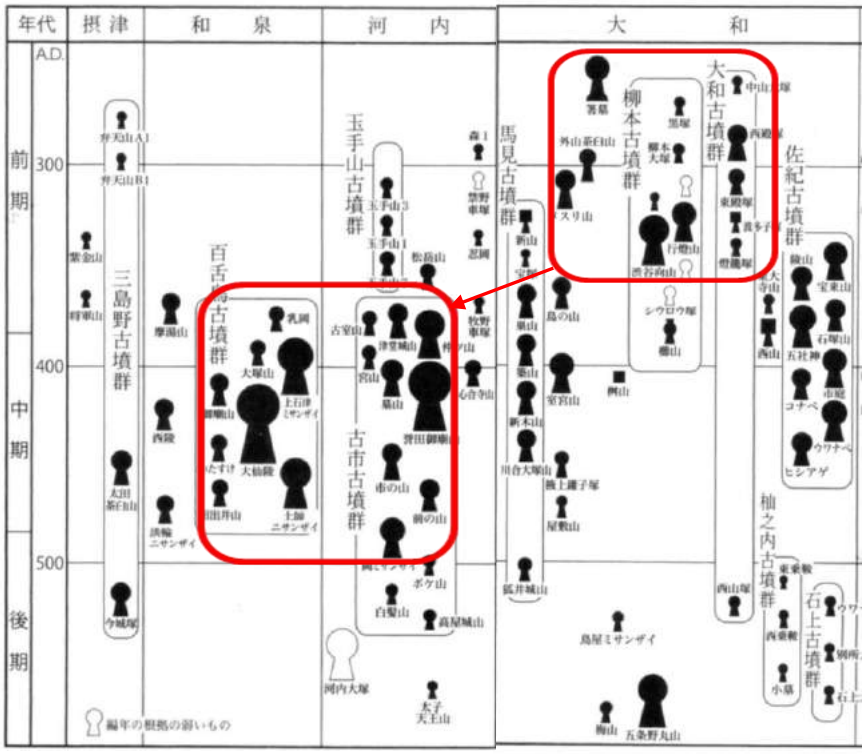

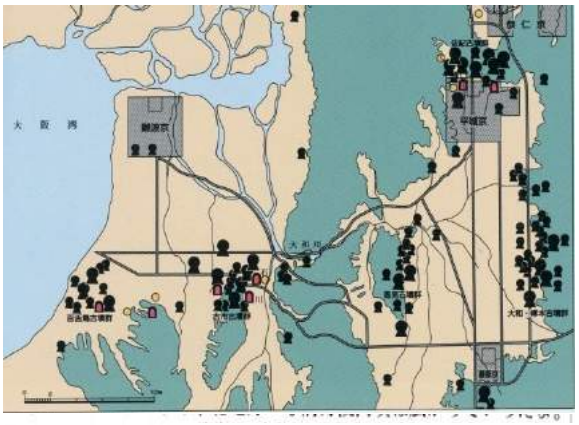

①とくに規模が大きい古墳は、百舌鳥・古市古墳群に集中している。

②奈良にも規模が大きい古墳が集中している。

③岡山にも大きな古墳があることは注目すべき。

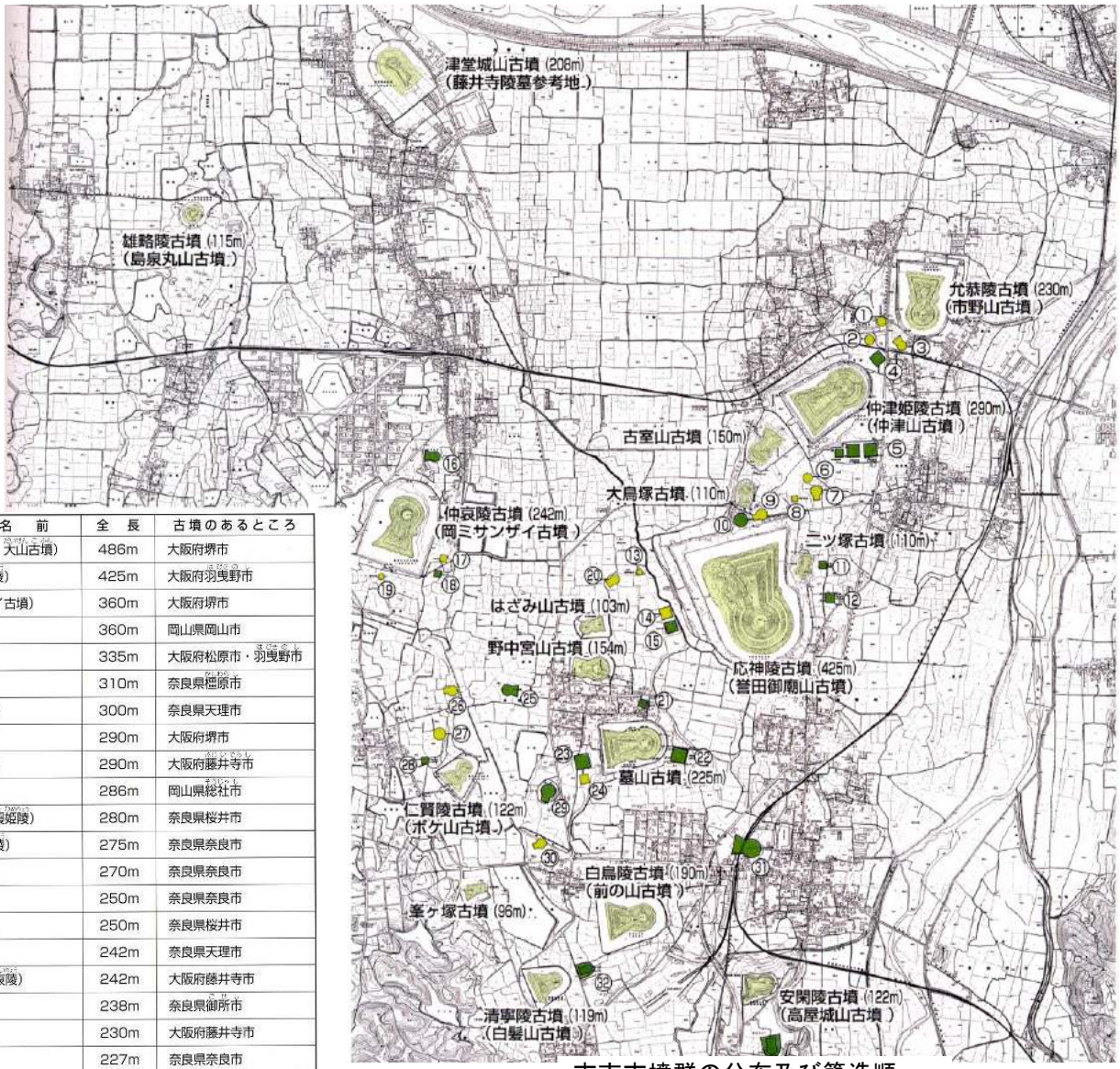

古市古墳群の分布及び築造順

順位	古墳の名前	全長	古墳のあるところ
1	仁徳陵古墳（大仙古墳、大山古墳）	486m	大阪府堺市
2	誉田御廟山古墳（応神陵）	425m	大阪府羽曳野市
3	履中陵古墳（ミサンザイ古墳）	360m	大阪府堺市
3	造山古墳	360m	岡山県岡山市
5	河内大塚古墳	335m	大阪府松原市・羽曳野市
6	見瀬丸山古墳	310m	奈良県橿原市
7	渋谷向山古墳（景行陵）	300m	奈良県天理市
8	ニサンザイ古墳	290m	大阪府堺市
8	仲津山古墳（仲津媛陵）	290m	大阪府藤井寺市
10	作山古墳	286m	岡山県総社市
11	箸墓古墳（倭迹迹日百襲姫陵）	280m	奈良県桜井市
12	五社神古墳（神功皇后陵）	275m	奈良県奈良市
13	ウワナベ古墳	270m	奈良県奈良市
14	市庭古墳（平城陵）	250m	奈良県奈良市
14	メスリ古墳	250m	奈良県桜井市
16	行燈山古墳（崇神陵）	242m	奈良県天理市
16	岡ミサンザイ古墳（仲哀陵）	242m	大阪府藤井寺市
18	室宮山古墳（室大墓）	238m	奈良県御所市
19	市野山古墳（允恭陵）	230m	大阪府藤井寺市
20	宝来山古墳（垂仁陵）	227m	奈良県奈良市

国内のベスト２０　前方後円墳

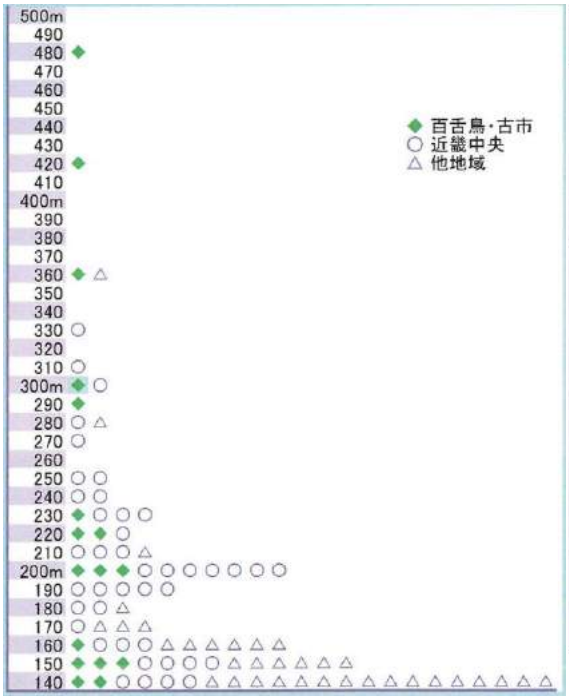

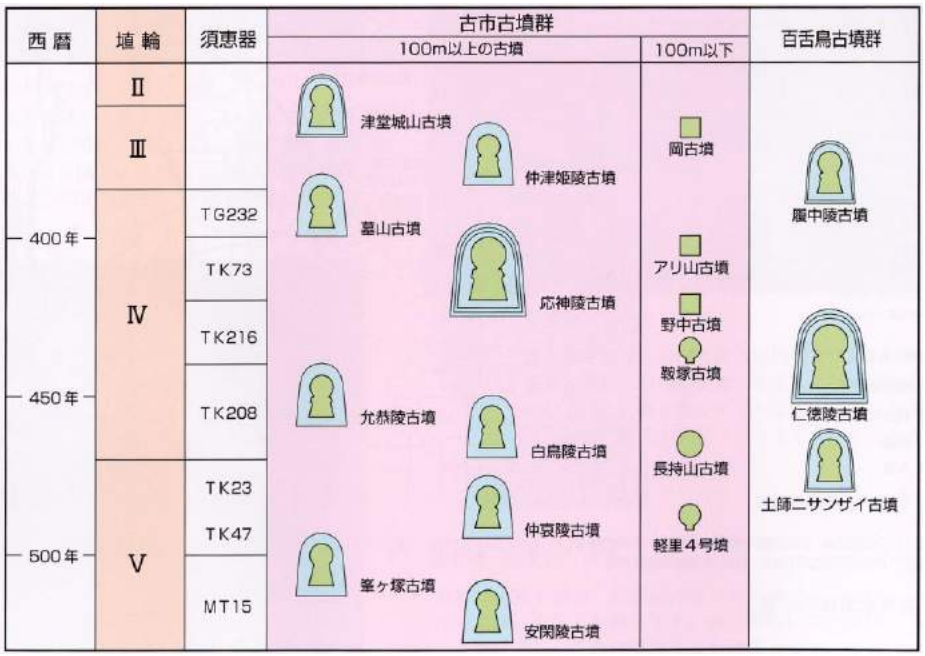

百舌鳥・古市古墳群では、それぞれの時期に最大級の前方後円墳が築かれたことは、一つの集団によって“一体の墓域”として設定されていたと考えられます。

【古市古墳群の特徴と性格】

《古墳の立地》

古市古墳群の多くの古墳は、羽曳野丘陵が北へ向かって下降する東側縁辺やそこから東側へ派生する丘陵上、その延上の国府や高屋の台地上に築かれています。多くが、標高およそ24から44mの高さの範囲となる中位から低位段丘上に位置しています。また、段丘崖に面して築かれることが多く、このことによって今までと同じように古墳が視覚的により大きく見えるように古墳の築く場所を選んでいます。

さらに、当時既に存在していた幹線道である“丹比道”からの眺望を意識し、モニュメント性を発揮できる場所を選定していたと思われます。

古室山古墳　西から

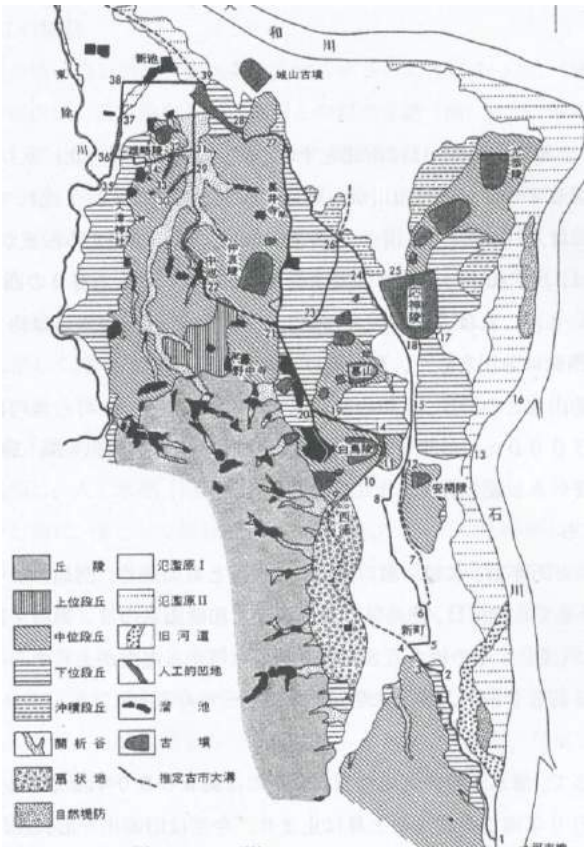

《古墳群の構成》

築かれる古墳の規模については、それまでよりも飛躍的に大きくなり、200mを超える前方後円墳を中心に、400mを超える応神陵古墳を築くまでになります。一方で、全長18m程の前方後円墳（軽里４号墳）も存在します。

古墳の形も、１辺10mに満たない方墳や円墳など様々な形があり、規模と併せてバラエティに富む群構成がとられています。

これまでは、200mを最大級として100m前後の前方後円墳や前方後方墳が主体的に築かれた構成内訳とは大きく異なります。

《埋葬施設》

古市古墳群の多く古墳が宮内庁の所管であるために墳丘部分の発掘調査が行われず、被葬者を納める埋葬施設については不明な点が多いものの、確認されている情報などからそれまでと同じ竪穴式石室が採用されたと考えられます。しかし、それまでの長大で幅が狭い竪穴式石室ではなく、幅が広く短い竪穴式石室に様変わりしています。これは、石室に収められる棺が、割竹形木棺ではなく、朽ちることのない重厚な長持形石棺へと変わったことと関連します。また、この長持形石棺の石材はいずれも高砂市の龍山石（たつやまいし）と呼ばれるもので、ここ古市で採用されて以後、安定的に大王墓に共通して用いられるようになり“大王の棺”とも呼ばれるようになりました。

その後、古市古墳群でも南西グループとされる古墳時代後期になって築かれた古墳では、横穴式石室が採用されていると考えられます。また、石棺も先の長持形石棺から二上山産凝灰岩製の家形石棺へ移行すると考えられます。

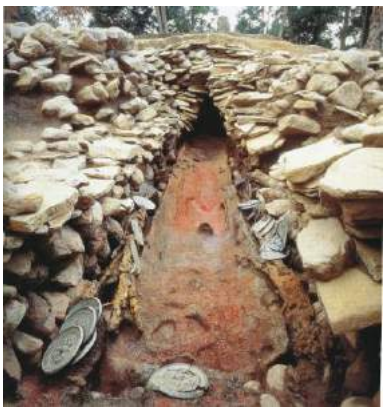

黒塚古墳　竪穴式石室と割竹形木棺

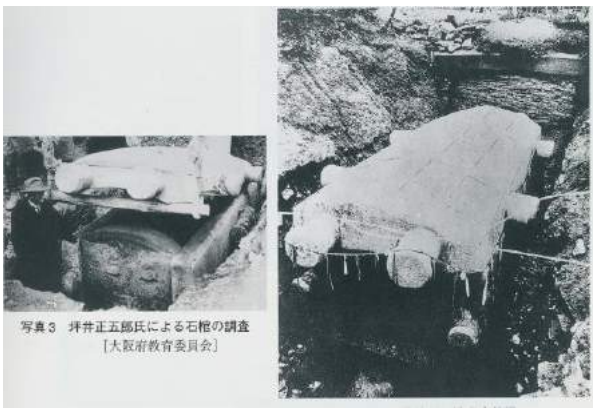

津堂城山古墳　竪穴式石室と長持形石棺

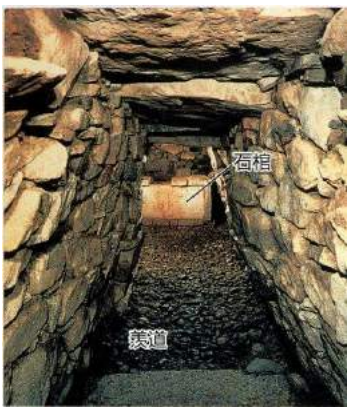

物集女車塚古墳　横穴式石室と家形石棺

《外部施設》

①墳丘を巡る雄大な濠の存在があります。本来、濠に水が湛えられていたかどうかは議論が別れますが、幅の広い濠の存在は古墳をより隔絶する施設として有効な要素です。それまでも濠は設けられていましたが、山麓に築かれる古墳が多いことから地形に制約され、濠幅が狭く、全周しないものや土手を設け段差のあるなどの形態をとっています。

しかし、古市古墳群では、幅が広く全周する濠が設けられるようになりました。形状も墳丘に合わせた前方後円墳形ではなく馬蹄形の濠が設けられます。さらに、大王クラスの古墳では一重だけでなく、二重の濠をもつこともその特徴に挙げられます。

濠に水を湛えた　白鳥陵古墳

②当初、前方後円墳では後円部に埋葬施設を設け送葬儀礼を行い、前方部では継承儀礼を執り行うと考えられています。しかし、この時期になると墳丘上の前方部が後円部と一体化し、前方部にも埋葬施設が追加されるようになります。このため、新たな祭祀の場が必要となり、墳丘くびれ部に設けられた造り出しと呼ばれる壇状施設にその舞台が移るものと考えられます。また、これとは別に濠の中に方形の島状遺構が設けられることもあります。

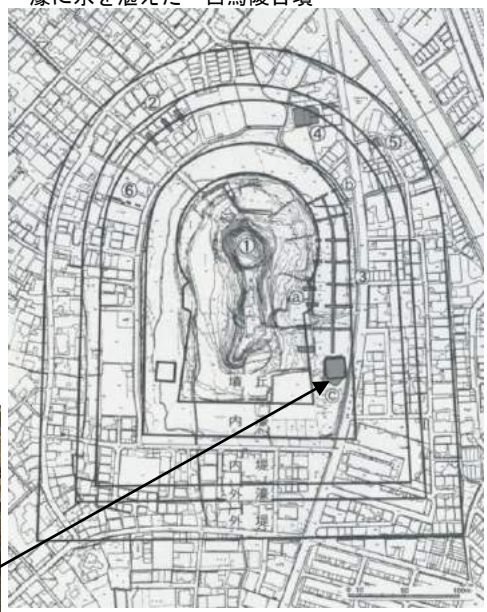

津堂城山古墳の島状遺構とその位置

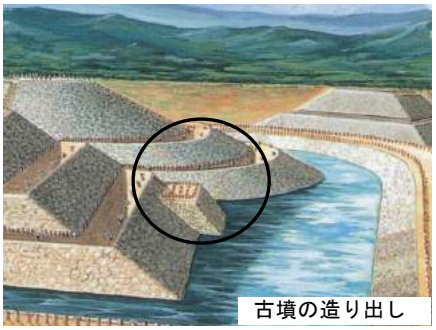

古墳の造り出し

③巨大な前方後円墳の周囲には、従属するとされる陪冢を配置するようになります。古市古墳群では、それらの陪冢の多くは方墳であることが特徴です。発掘調査が実施された陪冢からは多量の鉄製の武器・武具、農工具が埋納されていました。そのため、主墳の被葬者が当時、貴重であった鉄製品や素材を掌握する要職に携わった人物の可能性が考えられます。なお、確認された陪冢の中には、被葬者を埋葬したと考えられる施設が無く、副葬品だけが多量に見つかる古墳があることから、主墳である大王墓の副葬品を専用に納める施設として古墳を築いた可能性も指摘されています。

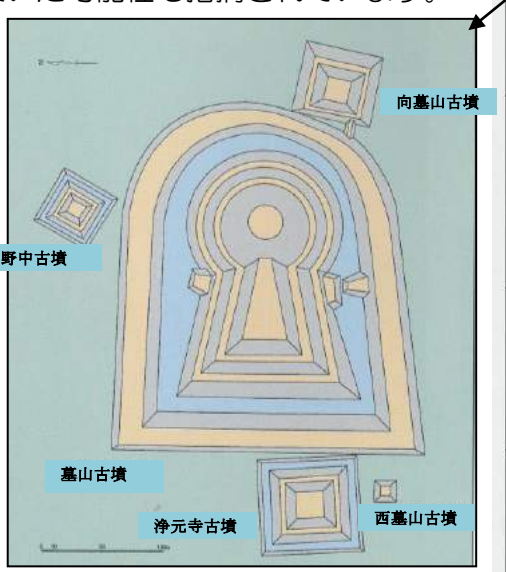

墓山古墳と
周辺の陪冢

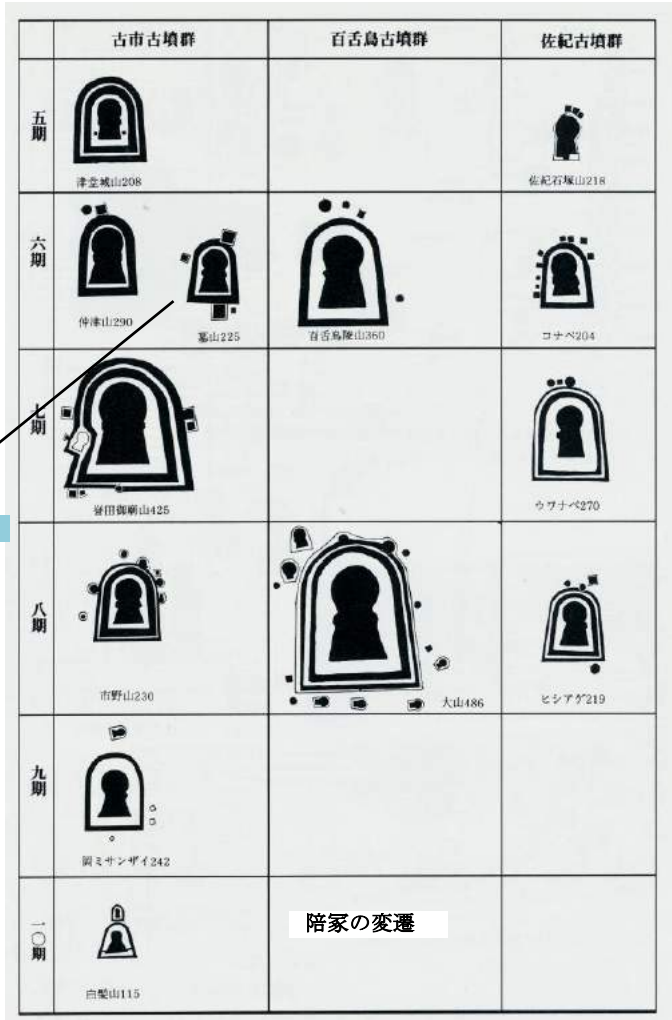

≪副葬品の特徴≫

それまでの副葬品の主体は“三種の神器”と言われるように、玉・鏡・剣（刀）などを中心に、呪術的な副葬品が中心となっていました。しかし、古市古墳群ではこれらが姿を潜め、鉄製の武器や武具、農工具などの多量副葬がいくつかの古墳で確認されています。これは、被葬者が祈りや占いなどの呪術的権威によって人々を支配していた時代から、軍事的実力による支配体制に移行したことを示すもので、副葬品がより実用性のあるものへと変化します。これらの実用性のあるものを大量に副葬することができた被葬者は、副葬するのと同数以上の品々を現実社会で保有できた権力や財力等を卓越して有していた人物だと考えられます。

一方、野中古墳ではこれらの多量の軍事用品と併せて、それまでになかった陶質土器が副葬されていました。この後、国内でもこの陶質土器を見本に作った須恵器がたくさん生産・流通して日常生活でも使用されることとなり大きな画期となりました。さらに、この須恵器を作る際のロクロや焼成窯などの技術が、これまでの埴輪製作にも採用されることとなり、大きく、丈夫な埴輪が大型古墳に樹立されることにもなりました。加えて馬具の副葬も認めら、この時期に馬に乗る風習が伝わったことが判ります。特に、応神天皇陵古墳の前方部北側に位置する陪冢・丸山古墳から江戸時代に見つかった金銅透彫鞍金具などの馬具は、大陸伝来の国際性豊かな優品で、日本最古の一つです。この時期の数々の副葬品からは、大陸からの様々な新しい技術や文化を一気に取り入れた状況が見て取れます。

古市古墳群では応神天皇陵古墳がその大きさのピークを迎え、その後は古墳はその大きさだけではなく煌びやかな装飾品として“金ぴか品”などをどれ程多く副葬するかによって権力を示すようになったと思われます。終焉期の安閑天皇陵古墳ではガラス椀が出土したと伝えられており、これらの副葬品はより国際的で、技術性の高いものであることから被葬者の権威が窺えます。

古市古墳群で確認されている副葬品は、武器・武具の多量副葬する古墳や、金や銀製品を用いた華麗な装飾品を多量に副葬した古墳が認められることから、古墳時代中期の様相と後期の様相の両者を兼ね備えていたと考えられます。

↑アリ山古墳の副葬品と出土状況

丸山古墳

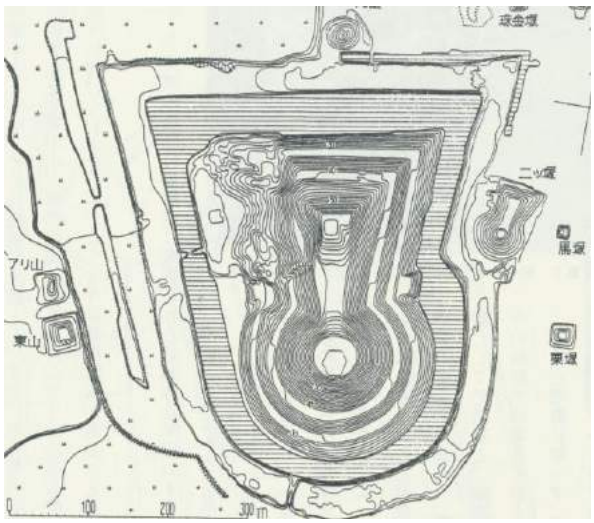

応神陵古墳と周辺の陪冢

丸山古墳出土金銅製透彫鞍金具
（上：１号鞍前輪。下：１号鞍金具後輪。）

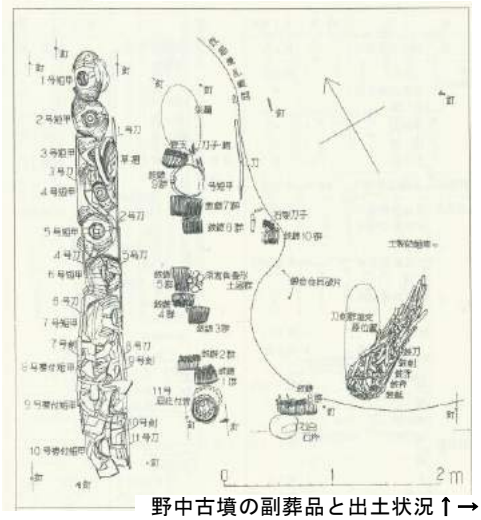

野中古墳の副葬品と出土状況↑→

野中古墳の甲冑出土状況と陶質土器

西墓山古墳の副葬品の出土状況

【世界遺産について】

地球の温暖化が進み、崩壊が叫ばれる中、地球環境を守ろうとする機運が高まってきました。同時に、この地球上には未来に残さなければならないすばらしい文化や自然がたくさんあります。これらの文化遺産や自然遺産を人類全体のために、損傷や破壊等の脅威から保護し、保存することが重要との観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することとし、これらの遺産を特定の国や民族のものでなく“人類”にとって大切な宝物として守る条約が創出されました。

きっかけは、ナイル川（エジプト）にダムの建設計画によって、アブ・シンベル宮殿などが水没する危険性が高まったことから、世界中の人々がこれを保存しようと立ち上がりました。

1972（昭和47）年　第17回ユネスコ総会において条約を採択
1975（昭和50）年　世界遺産条約発効
1992（平成４）年　日本も条約締結のための国会が承認・条約の発効

アブ・シンベル宮殿

【世界遺産に登録される条件】

世界遺産のうち、文化遺産とされる該当性の基準（「顕著な普遍的価値」の証明として）

ⅰ）人類の創造的才能を表す傑作であるもの
ⅱ）建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏での価値観の交流を示すもの
ⅲ）現存するか消滅しているかに関わらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）であるもの
ⅳ）歴史上の重要な段階を物語る建造物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本であるもの
ⅴ）あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴付けるような伝統的住居形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本であるもの。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本であるもの（特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれるもの）
ⅵ）顕著な普遍的な意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、或いは文学的作品と直接又は実質的関連があるもの（この基準は他の基準とあわせて用いることが望ましい）

これらのうち、ひとつ以上に該当する必要があります。さらに、

①真実性の証明　②完全性の証明　③良好な管理状況の確立　④適切な緩衝帯の設定

などの条件を満たした上で、ようやく世界遺産に登録されます。

一方、世界遺産委員会での審議の結果、条件が整っていないと判断されるとその度合いによって、①登録、②情報照会、③登録延期、④登録不可　との評価がなされます。

こうして登録された世界遺産について、近年、いくつかの問題点がでてきています。

（平成６『世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー』）

Ⅰ）記念工作物に偏り、ﾖｰﾛｯﾊﾟの教会建築、古代都市、城塞など同種の遺産が多い→世界の多様な文化を反映していない。
Ⅱ）文化遺産はﾖｰﾛｯﾊﾟで急増しているのに対し、自然遺産はｱﾌﾘｶ･ｱﾒﾘｶ･ｵｾｱﾆｱに偏っている→文化遺産と自然遺産とに数的な不均衡／　自然遺産：209件（19.1%）
文化遺産：845件（77.4%）　複合遺産：38件（3.5%）
Ⅲ）地域間における遺産の数的不均衡→ﾖｰﾛｯﾊﾟ中心主義で、ｱｼﾞｱ･ｱﾌﾘｶに遺産が少ない。
国別　ｲﾀﾘｱ-54件、ｽﾍﾟｲﾝ47件、中国53件など非常に多く、条約締結約193ヶ国中、登録物件の無い国が26ヶ国。

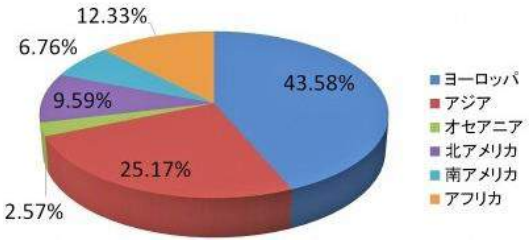

こうした問題点を是正するために、以後、①文化的景観、②近代産業遺産、③20世紀の現代建築を優先して登録することとなりました。

また、現在、１回の会議での登録推薦書は各国１件（文化遺産or自然遺産）とし、全体で審議できる件数を35件までに制限することとなりました。

一方、登録された世界遺産の中でも、紛争・自然災害・環境問題などで危機にさらされ、資産の保全対策が不完全であり、各種基準を下回った時点で危機遺産として登録されることとなります（第42回審議ー危機遺産54件）。しかし、この中で状況が改善された場合は、危機遺産から世界遺産へ再登録されますが、改善されない場合は、世界遺産からは登録抹消されることとなります。

これまでに、２つの遺産が登録を取消されました

①オマーン「アラビアン・オリックス保護区」　平成19年　クライストチャーチでの第32回会議
②ドイツ東部ドレスデン「エルベ渓谷」　平成21年　セビリアでの第33回会議

【百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値】　（推薦書から）
世界遺産の登録基準に照会・検討すると２つに該当することとなりました。

ⅲ）百舌鳥・古市古墳群は、群として築造された墳墓の規模と形によって、当時の政治・社会の構造を表現した、古墳時代の文化を物語る傑出した証拠である。本資産は古墳時代において社会階層の違いを示唆する高度に体系だった葬送文化が存在し、古墳築造が社会の秩序を表現していたことを物語っている。また、各地の古墳群が形づくる階層構造の頂点に位置し、かつその最も充実した典型的な階層構造は、列島一円の古墳群の群構成の規範となった。古墳の築造と墳丘上での儀礼を通じた社会統治のあり方は、列島の広い範囲に及ぶこととなり、古墳の総数は16万基以上を数えるに至った。

ⅳ）百舌鳥・古市古墳群は、日本列島独自の墳墓形式、すなわち、古墳の顕著な事例である。それは、集団や社会の力を最も明瞭に誇示するモニュメントとして墳墓を構築した、日本列島独自の歴史段階を物語るものである。百舌鳥・古市エリアに密集して築造された古墳は、同時代に営まれたものでありながら、前方後円墳、帆立貝形古墳、円墳、方墳という４つの標準化された形、20mから500m近くという著しい規模差を有する。本資産は、世界各地の墳墓にしばしば見られるような棺・室に盛土・積石しただけの単純な墳墓ではない。それは、葬送儀礼の舞台としてデザインされ、葺石と埴輪で装飾され、幾何学を伴う高度な建築計画と技術をもって築造された、ユニークな建築的到達点である。

⇒墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な証左
　ａ）密集した多様な古墳　　ｂ）４つの標準化された型式　　ｃ）入念で独自な葬送儀礼の証左

【百舌鳥・古市古墳群の完全性】
　本資産は、多用な規模と４種類の墳形の全てを含む密集した一連の古墳群であり、構成する49基45件の古墳は、王権の統治のあり方を最も顕著に示す古墳時代中期に属する王権の古墳を選択し、保存状態が良好なものを網羅したグループである。また、墳丘・濠などの重要な遺構を含む範囲を資産範囲とし、適切に保存されている。古墳時代の物証及び墳墓築造の類型としての古墳の顕著な事例として十分な完全性を有している。

【百舌鳥・古市古墳群の真実性】
　本資産は、考古学的な遺跡であり、各種の調査・研究により古墳時代中期に築造された墳墓であることは明らかである。また、修繕の際にも古墳本来の姿に十分な配慮がなされており、「形態・意匠」「材料・材質」「用途・機能」の真実性は疑いない。長い歴史の中で、一部墳丘や濠については、山城やため池といった、本来の目的以外に使用されたものがあるが、古墳のデザイン・材質・内部施設は、ほぼ原形のまま保たれている。部分的に修繕が行なわれた古墳もあるが、本来の姿は十分な配慮がなされている。

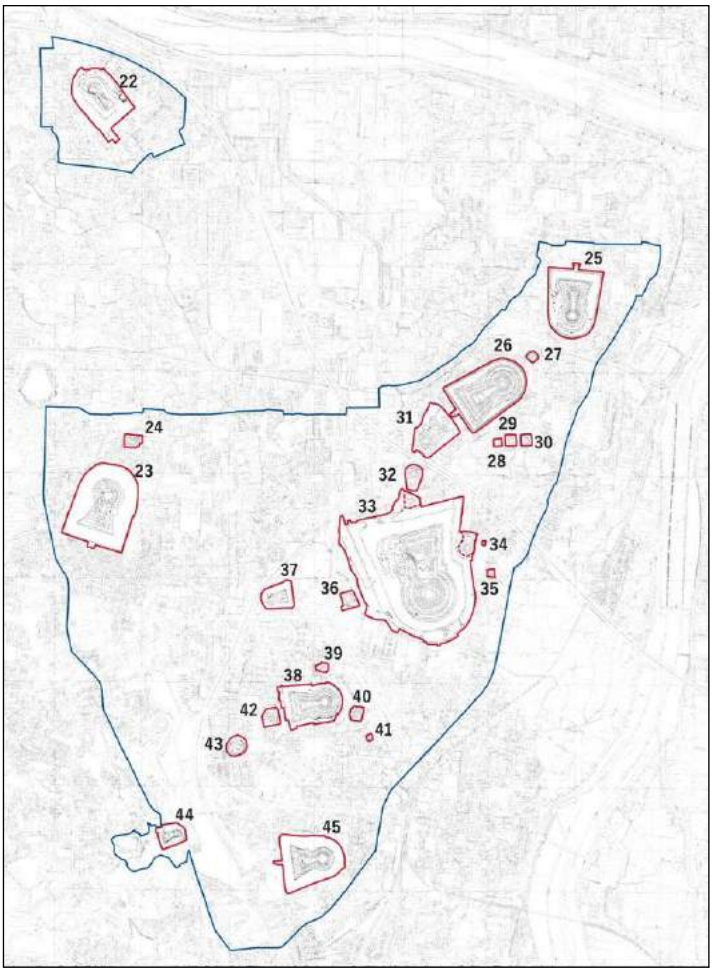

【百舌鳥・古市古墳群の管理状況の確立】
　本資産は、陵墓については国有財産法、史跡については文化財保護法に基づき、それぞれ適切に管理し、現状の変更を厳しく制限している。また、資産がもつ普遍的価値を保存継承していくために、包括的保存管理計画を策定している。

【百舌鳥・古市古墳群の適切な緩衝地帯の設定】
　緩衝地帯は古墳の眺望景観を阻害する開発や資産の評価へ負の影響を制御し、古墳との調和のとれた景観を形成・維持することを目的に設定されている。緩衝地帯内では、都市計画法・景観法・屋外広告物法に基づき、建築物の高さと形態・意匠、屋外広告物の設置等に適切な制限を設け、古墳ともに育まれた市街地景観、古墳に対する眺望の維持・形成を図る。

【これまでの取り組み】

平成16年　堺市では仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録を
　　を目標に調査・研究
平成17年　堺市歴史文化都市推進担当を配置
平成18年　堺市歴史都市有識者会議の発足
　　12月　　藤井寺市・羽曳野市でも取組みの検討を開始
平成19年　四者での事前調整会議の実施
　　６月26日　百舌鳥古墳と古市古墳群が
　　一体化して世界遺産を目指す方針を確認
　　９月26日　提案書を文化庁へ提出
　　「百舌鳥・古市古墳群ー仁徳稜古墳をはじめとする巨大古墳群ー」

第２回御堂筋カッポ（2010）

平成20年　百舌鳥・古市世界文化遺産有識者会議への移行
　　９月26日　国内暫定リスト記載が適当と評価される（条件付）
平成21年　８月１日　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進府市合同会議の設立
平成22年　11月22日　ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載
平成23年　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議の設立
平成24年　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議の設立
平成25年　６月　　世界遺産登録推薦書原案を文化庁へ提出
平成26年　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会の設立
平成27年　3月　　世界遺産登録推薦書原案を文化庁へ提出
　　もずふる応援隊設立
平成28年　３月　　世界遺産登録推薦書原案を文化庁へ提出
平成29年　３月　　世界遺産登録推薦書原案を文化庁へ提出
　　７月　　政府より国内推薦選定
平成30年　１月　ユネスコへ推薦書の提出
　　９月11～17日　イコモス調査員による現地調査
令和元年　　5月14日　イコモスによる登録が妥当との勧告
　　７月６日　第43回世界遺産委員会で世界遺産登録を決定

古市古墳群ウォーク＆クリーン

【百舌鳥・古市古墳群の世界遺産としての評価】

世界遺産委員会では「評価基準に基づいて世界遺産一覧に記載する。」

ⅲ）古墳は日本各地に16万基存在するものの、日本古代の古墳時代の文化を代表し、また類まれな物証を提供するものが百舌鳥・古市古墳群である。45の構成資産は、この時代の社会的政治構造、社会的階層差および高度に洗練された葬送体系を証明している。

ⅳ）百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓築造のひとつの顕著な類型を示すものである。古墳は、およびその有形の属性である土像、濠、幾何学的な段築をもち、石で補強した墳丘は、この歴史的な重要な時代における社会階層の形成のうえで顕著な役割を果たしたものである。

また、イコモスはその他の基準について

個々の古墳は一部、墓地や公園に使われたり、復元した濠や盛土された墳丘の変化があったり、樹木なども古墳に影響を与えているが、構成資産は周囲の景観の中ではっきりと古墳と認識でき、**真実性**は考古学的研究によって裏付けられている。何世紀もの間に古墳に変化が加わっているものの、これらの資産は**完全性**の要件を満たしている。特に、陵墓である構成資産については顕著である。しかし、その度合いは45の間では差がある。

資産範囲及び**緩衝地帯**は適切であり、古墳の普遍的な価値を表現するために必要な要素は全てあり、推薦された評価基準（ⅲ）（ⅳ）が当てはまることが証明されたと考える。

また、これらの資産の**保護と管理**については（関係機関が）連携され、効果的に実施されていると判断される。一方、“整備”と呼ばれる保全と強化のための取り組みは作業によっては、より適正かつ慎重に定義するとともに、顕著な普遍的価値の保護と保存管理の目的の調和を図る必要がある。

さらに、東アジア諸国にある墳墓や国内にある古墳群との綿密な比較分析においても記載に値することを証明している。

密集した多様な古墳

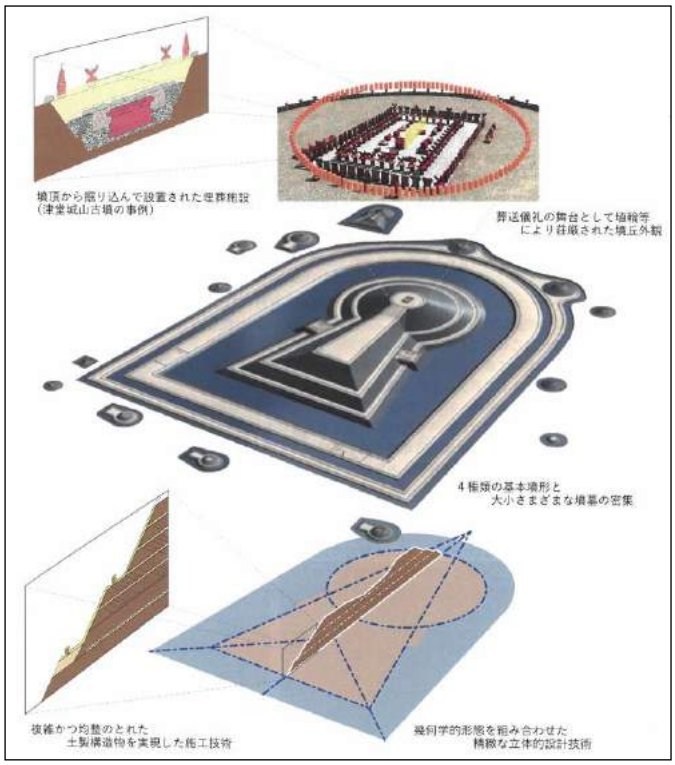

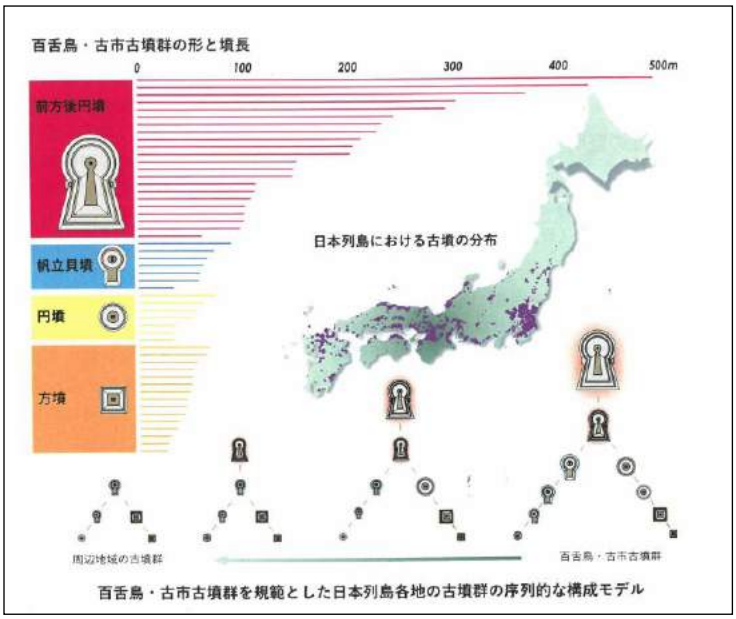

４つの標準化された型式

入念で独自な葬送儀礼素の証左

【史跡古市古墳群　峯ヶ塚古墳の調査成果】

峯ヶ塚古墳が築かれ頃になると、古墳はその大きさだけではなく、きらびやかな装飾品などを副葬することによって権力を示すようになりました。巨大古墳の多くが天皇陵として閉鎖的な群内にあって、墳丘に入ることのできる前方後円墳として国史跡に指定されました。

群内では南西部に位置し、仁賢天皇陵古墳などと一つのグループを成し、応神陵天皇古墳を中心とする一群とは時期やエリアを異にします。古墳のある軽里地区は以前、軽墓村と呼ばれ、日本武尊の「仮の墓」が訛ったとも伝えられています。現在、この日本武尊陵は白鳥陵古墳に比定されていますが、江戸時代には峯ヶ塚古墳が日本武尊の「河内の陵」と考えられたこともありました。（聖蹟図志）

過去15回の調査の結果、古墳の大きさは表の通りとなります。墳丘は二段築成で、北側のくびれ部には造出しを設けます。また、墳頂鞍部中央には両側に円筒埴輪を立て、小礫を敷いた通路がありました。外部施設としては内濠とその外側には内堤、更に外側には南辺以外は二重目の濠を巡らせています。

墳丘の盛土は土質の違いや積み方などよって４段階の築造過程が復元されます。各工程で使用される土砂の種類は粘土質や粘土、砂質土を区別し、透水性や締まり具合などを考えて盛り土を施しています。このことは、南側の内堤の盛土の調査でも確認され、当時の高い土木技術が窺えます。また、墳丘のボーリング調査では盛土に中国伝来の「敷葉工法」が採用されていることも確認されています。

【古墳の規模】　〔単位：m〕

墳丘長	後円部直径	後円部高	前方部幅	前方部高	内濠幅	内堤幅	外濠幅	墓　域
96	56	9	74.4	10.5	11	18	7.2 ～9.2	168×148

後円部墳頂で発見された石室は、築造方法や豪華な副葬品から埋葬主体と考えられ、東西4.3m×南北2.2m、内部の高さは石室背面の土層状態から約1.9mと復元できます。なお、この石室は未調査部分があるものの竪穴式石室と考えられ、石室内には阿蘇溶結凝灰岩製の刳抜き式舟形石棺（家形石棺の祖形）を納められていました。石室からは総数3,700点以上に及ぶ副葬品が出土し、被葬者を考える上で欠くことの出来ない資料であると共に、当時の技術や社会背景・交易を知る上で重要な資料です。

小片ですが青銅鏡が見つかったのをはじめ、勾玉・管玉などの玉類、鹿角製や木製の刀装具を備えた大刀など伝統的な威信財は確保しています。加えて馬具・銀製刀装具・金・銀製の装身具（垂飾付耳飾り・三叉形垂飾り・花形飾り・冠帽・帯金具）などの渡来系要素が強い新しい威信財も多数出土しています。これらは、古墳時代中期的な武器などの多量副葬と後期的な金・銀素材を用いた装飾品の多量副葬の両方を持ち合わせており、峯ヶ塚古墳は５世紀末頃に築かれたと考えられます。

特に、大刀に関しては大陸で盛行した金銅製環頭大刀は１本もなく、倭装大刀という伝統品に固執しています。また、金銅製の魚佩や三輪玉などを伴い、後に王家のシンボルとなる『玉纏大刀（たままきのたち）』の原形となるものです。同種の大刀が藤ノ木古墳からも出土していますが、峯ヶ塚古墳がさらに古い点でそのルーツと言えます。

墳頂の石室

墳丘盛土と盗掘坑

大刀出土状況

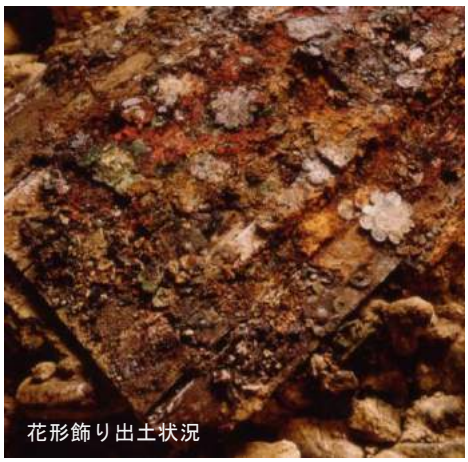
花形飾り出土状況

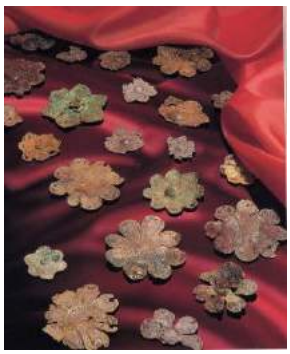

これまでの成果から、墳丘の盛土や石室の構築方法、石室内の副葬品の配置などについても大陸系の土木技術や思想を採用するなど、被葬者は遺物・遺構の両面においてその伝統性や系譜を遵守しながらも、一方で外来文化を大いに受容した人物で、国内や伝統文化に終始するだけではなく、広く東アジアへ視野を向けた国際感覚を身につけた人物であったと考えられます。

このように、古市古墳群内で唯一、主体部が発掘調査され副葬品の内容が明らかにされたり、古墳の外部施設などが確認調査されたりした峯ヶ塚古墳では世界遺産としての多くの価値を証明するたくさんの成果が得られています。

復元される
２種類の大刀

魚佩①

魚佩②

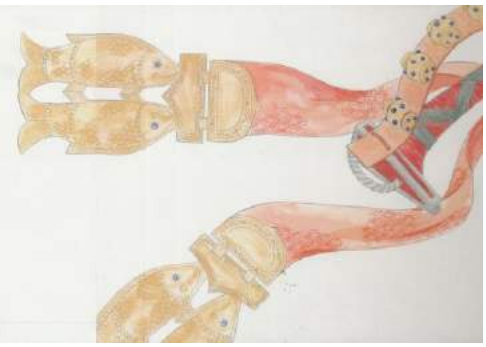

勾玉と管玉

ガラス玉

垂飾付垂れ飾

空玉

三叉形垂れ飾

握り鋏

鞍金具

舟形石棺

【世界文化遺産の古墳との共存】

今回の登録決定によって“百舌鳥・古市古墳群”は世界が人類共通の遺産としてその価値を認めたこととなり、これによって地元大阪に世界文化遺産があるという誇りが持てる一方で、その価値を維持したまま、未来永劫守らなければならない大きな責務を負うこととなりました。

私たちの祖先は古墳が築かれて以来、およそ1,500年間、古墳を壊すことなく、いつの時代も共存してきました。古墳を壊したのはここ数十年位のことです。それまでは、時にはお城として立てこもったり、濠の水を耕作に利用するために堤を嵩上げしたりするなどしましたが、大きく破壊することはありませんでした。一昔前まで地元では枯れ木などの清掃や下草刈りなどの管理にも努めて共存し、「仁徳さん」「応神さん」などと古墳に親しみを込めて呼んでいるのもその証です。一方、その大きさや静寂（せいじゃく）さに畏敬（いけい）の念を持って古墳へは一定の距離を保ってきました。

世界遺産への登録は、あくまでも古墳群の保全が第一義です。しかし、他の例でも明らかなように副次的に来訪者（観光客）の急増が必然的におこります。地元では今まで経験したことのない状況が想定されますが、こうした状況の中でこそ古墳群を保全し、共存していく必要があります。これまで私たちの祖先が共存してきたプロセスを踏まえ、世界遺産に相応しい“古墳との共存”を創出していく必要があります。

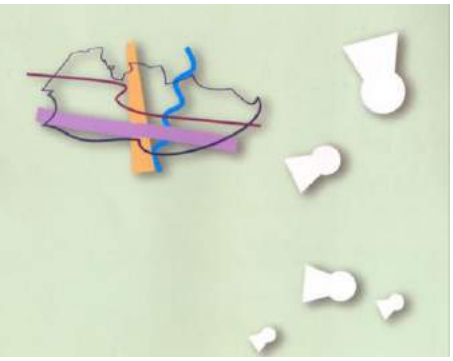

また、古墳群について世界文化遺産として認められたその価値を広く周知することも大切です。そして、未来へ継承するには一人でも多くの人にその存在を正しく理解していただく必要があります。特に、未来を託し、担うこども達へのバトンタッチは急務です。

言い古されていますが“世界遺産への登録はゴールではなく、保全へのスタートです”勧告と同時に出されたイコモスからの課題を解決しつつ、市民と行政が協働し、“世界文化遺産との共存”を着実に実施していくことが求められています。